

廃棄物処理法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定により届出をすべき保管と、豊田市適正処理条例第16条の規定により届出をすべき保管の区分

区分		位置	事業場外		事業場内	
		面積	100m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	100m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上
法律	建設廃棄物	屋内	—	○	—	—
		屋外	—	○	—	—
条例	建設廃棄物	屋内	—	—	—	—
		屋外	○	●	○	○
例	廃タイヤ	屋内	—	—	—	—
		屋外	○	○	○	○

(注) ○は届出が必要となるもの。

—は対象外。

●が条例による届出が不要となるもの。